

東北文教大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び東北文教大学学則(以下、「学則」という。)第37条の規定に基づき、東北文教大学(以下、「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野は次の名称とする。

子ども教育学科 学士(教育学)
人間関係学科 学士(人間関係学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第36条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、教授会の審議を経て学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「東北文教大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の審議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(教育の質保証と学位授与の方針)

第7条 本規程に基づき学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を別に定める。

2 本条1項に規定した学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に資するため、学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)を明確化する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和6年2月15日から施行する。